

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 4 年 (2022 年) 12 月 22 日作成)

[所管 : こども未来部おやこ保健課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市立児童発達支援センター条例	第 6 条	利用承認	B	A
2	豊中市立児童発達支援センター条例	第 8 条第 7 項	使用料・通所特定費用の減免	A	A
3					
4					
5					
6					
7					
8					

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		利用承認
根拠法令及び条項		豊中市立児童発達支援センター条例第 5 条
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 児童発達支援センター
審 査 基 準	関係条項	豊中市立児童発達支援センター条例第 5 条
	基 準	第 5 条 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。 （１）法第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定による障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた児童 （２）法第 21 条の 6 の規程による措置を受けた児童 2 障害児相談支援事業を利用することができる者は、法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援対象保護者及びその児童とする。 3 計画相談支援事業を利用できるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画支援対象障害者等のうち、児童及び児童の保護者とする。 4 基本相談支援事業を利用することができる者は、児童、児童の保護者又は児童の介護を行う者とする。 5 診療事業を利用することができる者は、前条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事業を利用している者のうち、医療の提供が必要な児童とする。 （同条例第 5 条）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（平成 3 1 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	処分期間 7 日 （こども未来部おやこ保健課児童発達支援センター）
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（平成 3 1 年 4 月 1 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料・通所特定費用の減免
根拠法令及び条項		豊中市立児童発達支援センター条例第 8 条第 7 項
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 児童発達支援センター
審 査 基 準	関係条項	豊中市立児童発達支援センター条例施行規則第 1 0 条第 1 項
	基 準	第 10 条 市長は、条例第 8 条第 7 項の規定に基づき、利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認めるときは、使用料又は通所特定費用を減免することができる。 (1) 失業、廃業等により生活が困難となったとき。 (2) 災害により資産に損害を受け、生活が困難となったとき。 (3) その他特別の事情があるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（平成 3 1 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	処分期間 7 日 （こども未来部おやこ保健課児童発達支援センター）
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定（平成 3 1 年 4 月 1 日最終変更）
備考		